

墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第4条 作業所は、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第5条第16項</u>に規定する就労継続支援に関すること（以下「就労継続支援事業」という。）。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第7条 就労継続支援事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>法第22条第5項</u>に規定する障害福祉サービス受給者証（<u>法第5条第16項</u>に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の交付を受けた者</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(費用負担)</p> <p>第9条 利用者（第7条第2号又は第3号の措置による利用者を除く。）は、<u>法第29条第3項第1号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を納めなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>(1) <u>法第5条第15項</u>に規定する就労継続支援に関すること（以下「就労継続支援事業」という。）。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>(1) <u>法第22条第5項</u>に規定する障害福祉サービス受給者証（<u>法第5条第15項</u>に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の交付を受けた者</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第9条 利用者（第7条第2号又は第3号の措置による利用者を除く。）は、<u>法第29条第3項</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を納めなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p>

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。